

竹原市の給与・定員管理等について

竹原市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2及び竹原市人事行政の運営等の状況に関する条例第6条の規定に基づき、令和6年度における人事行政の運営等の状況を公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (R6.1.1 現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	人件費率 (前年度)
令和5年度	23,064 人	15,657,508 千円	520,297 千円	2,442,143 千円	15.6%	17.0%

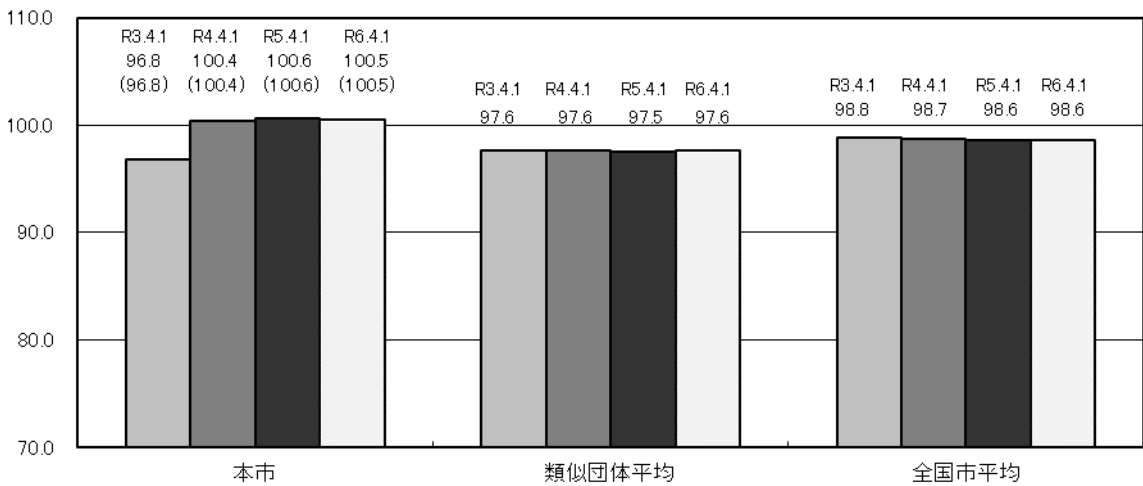
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和5年度	225 人	945,072 千円	131,757 千円	368,128 千円	1,444,957 千円	6,422 千円

【参考】 1 人当たり給与費の類似団体平均：5,810 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。
3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

実施状況	実施済
給料表の改定実施時期	平成27年4月1日
平均引下げ率	平均1.99%を引下げ

② 地域手当の見直し

実施状況	実施済			
地域手当の改定実施時期	平成27年4月1日 段階的に支給割合を引上げ			
改定内容		平成27年度		平成28年度～令和6年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
	広島市 (在勤地) 国基準 10%	5%	7%	10%
	東広島市 (在勤地) 国基準 3%	1%	2%	3%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
本市	44.2 歳	332,303 円	389,056 円	355,583 円
広島県	43.2 歳	330,092 円	408,535 円	368,685 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	42.3 歳	317,292 円	376,472 円	344,715 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
本市 (調理員・用務員)	54.6 歳	5 人	388,160 円	408,129 円	390,540 円	調理士	46.0 歳	249,900 円	1.63
						用務員	49.1 歳	244,800 円	1.67
広島県	—	—	—	—	—				
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円				
類似団体	51.9 歳	12 人	294,304 円	323,768 円	305,233 円				

【参考】

対応する民間の類似職種	年収ベース（試算値）の比較		
	本市 (C)	民間 (D)	C / D
調理士	6,822,148 円	3,288,400 円	2.07
用務員		3,297,300 円	2.07

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（令和3年度から令和5年度の3か年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「本市 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与額を1.2倍にしたものに、本市においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当などの諸手当の額を合計したものです。

また、(国比較ベース)は、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		本市	広島県	国
一般行政職	大学卒	202,400 円	205,537 円	196,200 円
	高校卒	176,100 円	173,729 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	176,100 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分		経験年数 10～15 年未満	経験年数 15～20 年未満	経験年数 20～25 年未満	経験年数 25～30 年未満
一般行政職	大学卒	276,709 円	328,959 円	366,336 円	384,433 円
	高校卒	—	*	—	*
技能労務職	高校卒	—	—	—	—

※ 「—」は該当職員なしの表示、「*」は該当職員が3人以下（公表を差し控えます。）の表示です。

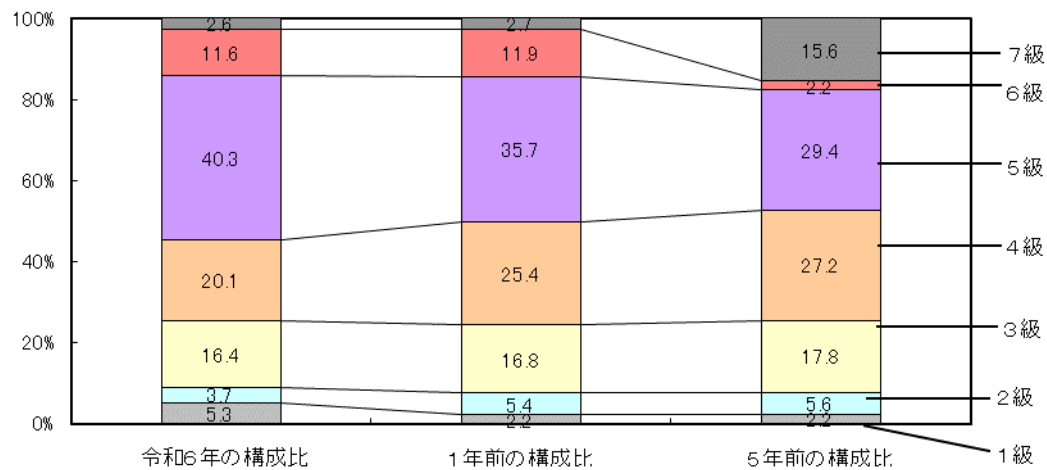
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

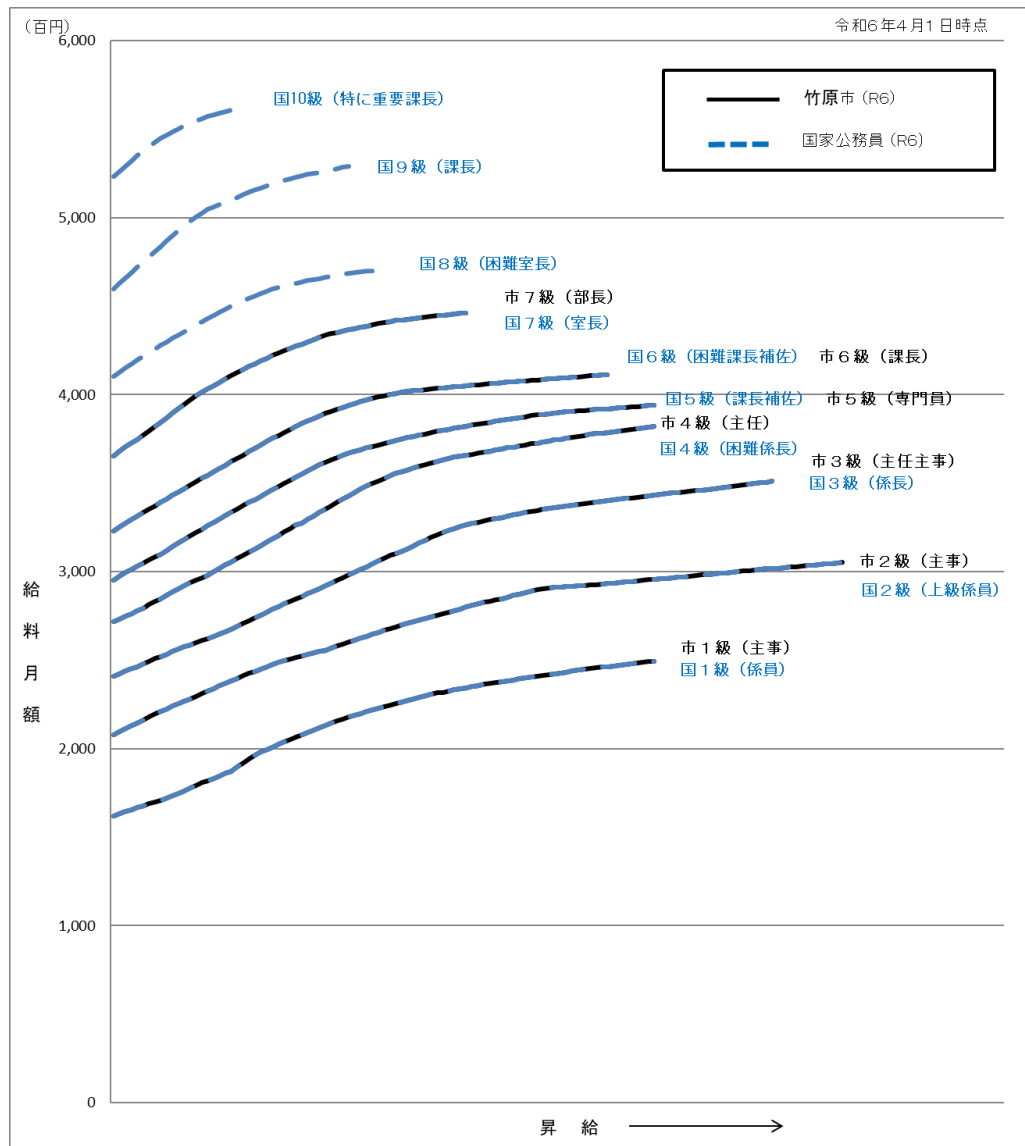
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	10人	5.3%	162,100円	249,400円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事・技師	7人	3.7%	208,000円	305,200円
3級	主任主事・主任技師	31人	16.4%	240,900円	351,000円
4級	主任	38人	20.1%	271,600円	382,000円
5級	係長・専門員	76人	40.3%	295,400円	394,000円
6級	課長・主幹	22人	11.6%	323,100円	411,300円
7級	部長・参事	5人	2.6%	365,500円	446,200円

(注) 1 竹原市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

本市	広島県	国
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,484千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,563千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・職務の級による加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 5～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

本市			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	26.3655月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2～20%			定年前早期退職特例措置 2～45%		
(退職時特別昇給 なし)					
1人当たりの平均支給額	*	*			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

「—」は該当職員なしの表示、「*」は該当職員が3人以下（公表を差し控えます。）の表示です。

(3) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)			1,843 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)			368,623 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
広島県広島市	10%	3 人	10%
広島県東広島市	3%	2 人	3%

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)			354 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)			18,632 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度)			8%	
手当の種類 (手当数)			5 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務事務に従事する職員の特殊勤務手当	税務課収納係及び徴収事務従事職員	市税の徴収に関する事務に従事	90,000 円	月額 1,500 円 日額 250 円
防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当	作業従事職員	感染症患者救護又は家畜伝染病の病原体を有する家畜の防疫作業等に従事	0 円	日額 500 円
		新型コロナウイルス感染症等に関する防疫作業等に従事	0 円	日額 3,000 円 (長時間にわたる作業等の場合は日額 4,000 円)
行旅病人又は行旅死亡人等の収容に従事する職員の特殊勤務手当	収容従事職員	行旅病人又は行旅死亡人等の収容に従事	0 円	病人の場合は1件 500 円、 死亡人の場合は1件 1,000 円
社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	生活保護及び高齢者等福祉業務従事職員	福祉事務所に勤務し、社会福祉事務に従事	264,000 円	月額 1,500 円
死体犬等の処理作業に従事する職員の特殊勤務手当	作業従事職員	死体犬等の処理作業に従事	0 円	1 件 150 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	59,295 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	252,320 円
支給実績 (令和4年度決算)	62,317 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	269,772 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (各年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500 円 ・子 10,000 円 ・その他 6,500 円 ・特定期間の加算 5,000 円	同		24,873 千円	220,117 円
住居手当	住宅を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている場合 27,000 円以内	異	(国) 月額 16,000 円を超える家賃を支払っている場合 28,000 円以内	19,344 千円	272,457 円
通勤手当	・交通機関利用者 運賃等相当額 ・自動車等の使用者 3,700 円～31,600 円	異	(国) 自動車等の使用者 2,000 円～31,600 円	15,312 千円	107,076 円
単身赴任手当	23,000 円に 6,000 円～45,000 円を加算した額	同		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 ・1 日 1,900 円 ・半日 950 円	異	(国) 1 回 4,400 円	0 千円	0 円
管理職手当	・部長 給料月額×10% ・課長 給料月額×8% ・主幹 給料月額×6%	異	(国) 役職に応じて定額化	11,215 千円	415,369 円
管理職員特別勤務手当	管理職が、臨時又は緊急の公務等により週休日、休日等に勤務した場合 ・部長 6,000 円 ・課長 5,000 円 ・主幹 4,000 円 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合 ・部長 3,000 円 ・課長 2,500 円 ・主幹 2,000 円	異	(国) 3,000 円～18,000 円	117 千円	6,132 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長 副市長	815,000 円 665,000 円	【参考】類似団体における最高／最低額	
			市長	980,000 円／382,500 円
			副市長	794,000 円／560,000 円
報酬	議長	440,000 円	議長	557,000 円／327,000 円
	副議長	395,000 円	副議長	493,000 円／279,000 円
	議員	355,000 円	議員	450,000 円／259,000 円
期末手当	市長 副市長	(令和6年度支給割合) 4.5 月		
	議長 副議長 議員	(令和6年度支給割合) 4.5 月		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長 副市長	給料月額×年数×435／100 給料月額×年数×270／100	14,181,000 円 7,182,000 円	任期毎 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年）を勤めた場合の退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

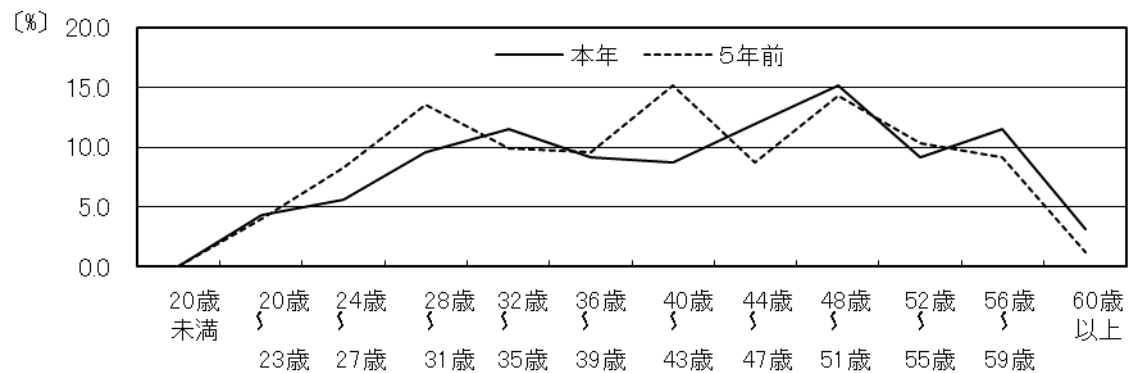
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門 \ 区分			職員数		対前年 増減数	主な増減理由		
			令和5年	令和6年				
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	2	業務増による		
		総務	66	68				
		税務	13	13				
		労働	0	0				
		農林水産	8	8	3	出向による		
		商工	7	10				
		土木	28	26			▲2	欠員不補充
		民生	58	57			▲1	欠員不補充
		衛生	13	14	1	業務増による		
	計	196	199	3	【参考】 人口1万人当たり職員数 86.76人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 69.85人)			
教育部門		29	29					
消防部門		—	—	—				
小計		225	228	3	【参考】 人口1万人当たり職員数 99.40人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 89.76人)			
会計部門 公営企業等	水道	0	0					
	下水道	9	9					
	その他	14	14					
	小計	23	23					
合計			248 [397]	251 [397]	3	【参考】 人口1万人当たり職員数 109.43人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	11人	14人	24人	29人	23人	22人	30人	38人	23人	29人	8人	251人

(3) 職員数の推移

年度 部門別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	200人	188人	185人	184人	196人	199人	▲1人 (▲0.5%)
教育	30人	29人	30人	32人	29人	29人	▲1人 (▲3.3%)
普通会計計	230人	217人	215人	216人	225人	228人	▲2人 (▲0.9%)
公営企業等 会計計	32人	33人	33人	33人	23人	23人	▲9人 (▲39.1%)
総合計	262人	250人	248人	249人	248人	251人	▲13人 (▲5.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 職員の任免に関する状況

(1) 職員の採用状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

職 種	受験者数			採用者数			前年度 採用者数
	男性	女性	計	男性	女性	計	
一 般 事 務 職	35人	14人	49人	5人	2人	7人	2人
土 木 技 師	5人	0人	5人	0人	0人	0人	1人
保 健 師	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人
栄 養 士	1人	5人	6人	0人	1人	1人	0人
計	41人	19人	60人	5人	3人	8人	4人

(2) 職員の退職等の状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

区 分	人 数	前年度人数
定 年 退 職	0人	5人
勸 奨 退 職	1人	1人
普 通 退 職 等	8人	5人
計	9人	11人
再任用職員	7人	7人

(注) 1 定年退職：地方公務員法(以下「地公法」という。)第28条の2第1項の規定により離職すること。また、地公法第28条の3第1項の規定により勤務が延長され、その後離職する場合も含まれます。

2 勸奨退職：任命権者が人事管理上の目的から職員に退職勸奨を行い、これに応じて退職すること。

3 普通退職等：自己都合等により退職すること。

4 再任用職員：定年退職者等で再任用された職員

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なものを記入）（令和6年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(注) 休憩時間：職員が勤務時間の途中において、勤務から解放され、自己の時間として自由に利用することが保障されている時間であり、労働基準法に準拠しているもの。

(2) 年次有給休暇の取得状況（令和5年1月1日～12月31日）

総付与日数 A	総使用日数 B	全対象職員数 C	平均使用日数 B/C	取得率 B/A
6,577.6日	2,192.6日	169人	13.0日	33.3%

(注) 1 「全対象職員数」とは、令和5年1月1日から12月31日までの全期間を在職した市長部局に属する一般職員で、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除くものとする。
2 「総付与日数」とは、令和5年1月1日現在において各職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）を全対象職員にわたって合計したものをいう。

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

時間外・休日勤務総時間数	職員一人当たりの 時間外・休日勤務月平均時間数
25,885時間	9.8時間

(注) 1 「時間外・休日勤務総時間数」は、当該年度中の時間外勤務等の総時間数。
2 「職員一人当たりの時間外・休日勤務月平均時間数」は、「時間外・休日勤務総時間数」を対象職員（管理職を除く）数で除したものの。

(4) 特別休暇の内容（令和6年4月1日現在）

区 分	期 間 等
職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）	必要と認められる期間
職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間

職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1の年において5日の範囲内の期間
職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	市長が定める期間内における連続する8日の範囲内の期間
職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	1の年において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
妊娠中又は出産の日後1年以内の女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週（第6月末）までは4週間に1回、妊娠満24週（第7月）から満35週（第9月末）までは2週間に1回、妊娠満36週（第10月）から出産までは1週間に1回、出産の日後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれについてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間
妊娠中の女子職員が請求した場合において、当該職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の生理の場合	2日を超えない範囲内においてその都度必要と認められる期間
生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回（短時間勤務職員の勤務時間が4時間以下の日にあっては1回）それぞれ30分以内の期間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	市長が定める期間内における2日の範囲内の期間
職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内において5日の範囲内の期間
小学校の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員がその子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話を行うことを	1の年において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

いう。)のため勤務しないことが相当であると認められるとき	
条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という。)の介護その他の市長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められるとき	1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
職員の親族(別に定める親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ定める連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後市長の定める年数内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
職員が夏季における盆等の諸行事又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の7月から9月までの期間内において5日の範囲内の期間

9 職員の休業に関する状況

育児休業の取得状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

[単位:人]

区 分	育児休業取得者数	うち前年度からの所得者数
男性職員	2	0
女性職員	2	0
計	4	0

10 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

[単位:人]

区 分		降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0			0
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号第2項第1号	0	0	8		8
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0			0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号			0		0
条例で定めた事由による場合	地公法第27条第2項	0	0	0	0	0
計		0	0	8	0	8

(2) 懲戒処分者数 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

[単位:人]

区 分		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第29条 第1項第1号	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条 第1項第2号	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条 第1項第3号	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0

(注) 「訓告等」とは、事件当事者又は監督者に対して訓告、厳重注意などの実質的な制裁を伴わない矯正措置をいいます。

1.1 職員の服務の状況

営利企業等の従事許可の状況 (地方公務員法第38条関係)

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

区 分	人 (件)
許可人数 (許可件数)	16人 (7件)

(注) 営利企業等の従事許可の状況とは、営利企業及びその他の団体の役員等への就任・従事すること、自ら営利を目的とする企業を営むこと等をいいます。

1.2 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

研修の実施状況 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

機関別研修	本年度参加 者数	前年度参 加者数	備 考
ひろしま自治人材開発機構等	61人	65人	自治総合研修センター等
独自研修	166人	179人	個人情報保護研修
計	227人	244人	

1.3 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 衛生管理体制 (令和6年度)

区 分	設置事業場数及び選任者数
衛生委員会	1箇所
産 業 医	委託契約により対応 (1名)

(2) 職員の福利厚生事業の状況

① 互助会加入の状況（令和6年4月1日現在）

互助会名	加入者
広島県市町村職員共済互助会	260人（市長、副市長、教育長を含む。）
広島県教育職員互助組合	3人

② 健康診断等の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

事業名	内 容	受診者数
義務的健康診断事業	一般定期健康診断	33人
	VDT 検診	0人
生活習慣病予防対策事業	人間ドック	207人
	大腸がん・乳がん等の検診	10人

③ その他の福利厚生事業の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

内 容	事業実績
職員福利厚生補助金 （令和5年度決算）	766,325 円

(3) 公務災害等の認定状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）〔単位：件〕

区 分	市長部局等	教育委員会	公営企業	計
公務災害	1	0	0	1
通勤災害	0	0	0	0
計	1	0	0	1

1.4 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和5年度）

〔単位：件〕

係属件数			処理件数						次年度への 繰越 (A) - (B)
前年度 からの 繰 越	新 規 要 求	計 (A)	却 下	全 部 否 認	一 部 容 認	全 部 容 認	取下げ	計 (B)	
1	0	1	0	0	0	0	0	0	1

